

正社員化・所得向上促進事業奨励金支給に関するQ&A

(30.1.1)

質問内容	回 答
<p>Q1 奨励金はいつ支給されますか。</p>	<p>A1 奨励金は、厚生労働省(ハローワーク)のキャリアアップ助成金の受給が要件とされております。 ハローワークへのキャリアアップ助成金の申請は取組み実施から6か月以上継続の後とされており、その給付決定後に、県への奨励金の申請となります。 例えば、平成29年4月1日に取組みを実施した場合、県への奨励金の申請時期は、おおよそ11月以降になると考えられます。その後、所定の審査を経て、約1～2か月を目途に支給いたします。</p>
<p>Q2 いつからの取組みが支給対象となりますか。</p>	<p>A2 平成29年4月1日以降に取組みを実施した場合が対象となります。(平成29年3月31日以前に取組みを開始したものは対象外となります。)ただし、所得向上促進事業奨励金のうち、一部の非正規雇用労働者を対象とする場合については、平成29年8月1日以降に取組みを実施した場合が対象となります。 なお、取組みを実施した日からおおむね1か月以内に、実施報告書の提出をお願いします。</p>
<p>Q3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、ハローワークにキャリアアップ助成金を申請した時に、県に提出するのですか。</p>	<p>A3 キャリアアップ助成金申請書の写しは、県への奨励金申請時に申請書に添付していただきますので、キャリアアップ助成金申請時に提出いただく必要はありません。</p>
<p>Q4 キャリアアップ助成金の支給決定が、取組み実施年度の翌年度になる場合、奨励金の申請はできないのですか。</p>	<p>A4 奨励金事業につきましては、現在のところ、4年間の事業実施を予定しておりますので、年度単位での予算議決の条件付きとなりますが、申請を受け付けます。</p>
<p>Q5 非正規雇用労働者から正社員へ転換させたときは40歳未満でしたが、申請時に40歳以上となったときは本奨励金の対象となりますか。</p>	<p>A5 非正規雇用労働者から正社員へ転換した時点の年齢が40歳未満であるかが要件となります。</p>
<p>Q6 実施報告書提出後に受領後の写しを希望する場合は。</p>	<p>A6 実施報告書を郵送し、受領後の写しの返送を希望する場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>
<p>Q7 実施報告書の提出にあたり、添付書類はありますか。</p>	<p>A7 実施報告書に添付が必要な書類はありません。 なお、実施報告書につきましては中段に「支給対象労働者は以下の要件を満たす者である。」ということで、ご確認の上口内にチェック(✓)を入れていただく項目がありますので、漏れなくご確認くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q8 実施報告書の「代理人」の欄は、どのような場合に使用しますか。</p>	<p>A8 事業主以外の方が報告書の作成を行った場合(例えば、社会保険労務士が作成した場合等)に、その作成した方の所在地と氏名をご記入ください。</p>
<p>Q9 支給対象労働者は、県内に住所があることが要件となっていますが、住所とは何を言いますか。</p>	<p>A9 住所は住民票で記載される場所となります。</p>

質問内容	回 答
<p>Q10 申請書等の提出方法は。</p>	<p>A10 提出方法は、県(雇用対策課 正社員化・働き方改革推進室)に直接お持ちいただくほか、郵送での提出が可能です。 <担当窓口> 990-8570 山形県山形市松波2丁目8番1号 山形県商工労働部雇用対策課正社員化・働き方改革推進室</p>
<p>Q11 支給申請書の提出にあたり、添付書類はありますか。</p>	<p>A11 支給申請書(様式第2号、様式第2号の内訳、様式第3号)のほか、以下の書類の添付が必要です。 ①キャリアアップ助成金支給決定通知書の写し ②キャリアアップ助成金支給申請書の写し(提出したハローワークの受理印があるもの) なお、審査において確認のため別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、適宜ご提出くださるようお願いいたします。</p>
<p>Q12 支給申請の回数に制限はありますか。</p>	<p>A12 奨励金の支給申請回数に制限はありません。キャリアアップ助成金の支給決定がありましたら、1か月以内に支給申請してください。なお、キャリアアップ助成金の申請回数には、コースにより制限がある場合がありますのでご注意ください。</p>
<p>Q13 支給申請書の添付書類に、「キャリアアップ助成金支給申請書の写し(提出したハローワークの受理印があるもの)」がありますが、ハローワークに提出した書類全てを添付するのですか。</p>	<p>A13 該当コースごと、下記の書類を添付してください ・正社員化コース:様式第7号、様式第7号(別添様式1-1)、様式第7号(別添様式1-2) ・賃金規定等改定コース:様式第7号、様式第7号(別添様式3) ・賃金規定等共通化コース:様式第7号、様式第7号(別添様式5) なお、審査において確認のため別途必要となる書類が発生し、ご連絡する場合がありますので、適宜ご提出くださるようお願いいたします。</p>